

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、40年以上、はつり工として建設工事現場等で就労していたが、息苦しさが続くため、〇病院を受診したところ「じん肺、呼吸時の胸痛、胸膜肥厚」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

私の病気は中皮腫であり、業務上の事由による疾病である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人は、じん肺管理区分の決定を受けたが、「管理2」であり、合併症もないことから「療養否」となっている。

また、肺機能検査の数値やレントゲンフィルムからもじん肺の所見の悪化は認められず、合併症の罹患を示すデータもないことから、業務上の事由による疾病とは認められず、不支給処分とした。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、石綿を取り扱う作業に従事していたことが確認され、「石綿ばく露労働者」であったことが認められる。また、〇病院に受診した結果、「じん肺、呼吸時の胸痛、胸膜肥厚」と診断されている。
- (2) 主治医によれば、「両下葉胸膜下に線状影、右下葉に索状影がみられ、じん肺と矛盾しない」ものの、「合併症としての肺癌、結核等の発症は画像上明らかではない」ため、「呼吸器内科での処方もなく、現在フォローは行っていない」、「心電図上心房細動を認め、息切れはそのためと思われる」と所見している。
- (3) 請求人は、労働局長からじん肺管理区分の決定を受けているが、その内容は管理区分2であり、合併症もなく療養は「否」である。
- (4) 労働局職業相談員（医師）は、「じん肺所見の悪化はみられず、合併症の罹患を示す臨床データは得られていない」としている。
- (5) 以上から、請求人のじん肺管理区分は2であり、合併症に罹患しているとの医証はない。
- (6) また、医証において病名の記載はなく、請求人が中皮腫等の石綿による疾病に罹患していないことは明らかであり、石綿による疾病と認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。